

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																							
神奈川社会福祉専門学校	平成4年2月10日	川口英一	〒254-0046 神奈川県平塚市立野町1番1 (電話) 0463-30-3231																							
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																							
学校法人鶴嶺学園	昭和60年11月1日	竹内恵司	〒254-0036 神奈川県平塚市宮松町15番16号 (電話) 03-6734-2939																							
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																						
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	社会福祉科	平成7年文部科学省告示第7号	-																						
学科の目的	社会福祉施設等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組み、卓越した実務の知識・経験に基づく高度で専門的かつ実際の知識・技術等を身につけ、社会福祉施設に必要な実践的な能力を育成するための人材を育成する																									
認定年月日	平成28年2月29日																									
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技																				
2	2610	1506時間	402時間	702時間	0時間	0時間																				
生徒総定員	生徒定員	留学生数(生徒定員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
80人	50人	0人	3人	10人	13人																					
学期制度	■前期: 4月1日～9月15日 ■後期: 9月16日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 前期・後期ごとに、試験等による成績評価 教育課程表に定める授業時間数の3分の2(実習にあたって進級:1年次の履修科目全てにおいて合格(60点以上)であること 卒業:2年次の履修科目全てにおいて合格(60点以上)																						
長期休み	■学年始め:4月1日～4月10日 ■夏季:8月1日～9月15日 ■冬季:12月8日～1月7日 ■学年末:3月21日～3月31日		卒業・進級条件	■課外活動の種類 (例)学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等近隣福祉施設、イベント等でのボランティア活動 ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業生に関する平成31年5月1日時点の情報)																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ・電話にて、本人及び保護者への日常的な連絡。 ・本人及び保護者面談の実施		課外活動	■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等																						
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(平成30年度卒業生) 高齢者・障害者等の福祉施設 ■就職指導内容 ・就職ガイダンス・就職担当、教員による面接トレーニング ・企業による会社説明会 ■卒業生数: 26人 ■就職希望者数: 24人 ■就職者数: 24人 ■就職率: 92.3% ■卒業生に占める就職者の割合: 92.3% ■その他 ・進学者数: 0人 (平成30年度卒業生に関する平成31年5月1日時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)			資格・検定名	種	受験者数	合格者数																
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																							
中途退学の現状	■中途退学者: 7名 平成30年4月1日時点において、在学者49名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者42名(平成31年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 経済的理由、進路変更、体調不良 ■中退防止・中退者支援のための取組 ・本人との日常的な面談・複数教員、職員による声かけ、面談の実施・保護者との情報共有、面談		■中途退学率: 14.2%																							
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 成績優秀者への奨学金 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象																									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																									
当該学科のホームページURL	URL: http://www.kanafuku.ac.jp																									

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他定期的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

企業数社の役職員や、介護福祉業界の各部門の専門家と協同し教育課程を編成する。専門性の高い技術を持ち現場対応力の高い人材の育成をテーマとし、教育課程編成委員会と連携して、高度な職業教育を通じて自立した職業人育成を目指せるような教育課程を編成する。介護福祉業界における産業振興の方向性や、新しく身に付けるべき知識やスキルを、実務に携わる専門家の意見を随時取り入れることによって、教育課程に反映し改善させていく。また、教育課程編成委員会の委員所属先以外の企業にも、別途求める人材や最近の動向についてのアンケートを実施し、その結果を教育課程編成委員会において活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会構成員は学校法人鶴嶺学園職員と企業関係者等の外部委員から成るものとし、互いの意見を十分に活かし、より良い教育課程の編成を協力して行うものと位置付けている。3月実施の教育課程編成委員会では、年度の総括と次年度の内容の精査をおこなう。5月の編成委員会では次年度に向けた新たな情報を取り入れ、教育課程の変更改善の元となる。審議を通じて示された要請その他の情報、意見は11月以降の本学科の教育課程の編成に活かされる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
竹内 恵司	学校法人鶴嶺学園理事長	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者
柳下 伸	NPO法人 トータルライフサポートクラブ	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	③
山田 龍	社団法人日本精神保健福祉士協会 神奈川支部 神奈川県精神保健福祉士協会 副会	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	①
武田 七郎	社会福祉法人 浦和福祉会 理事	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	③
関口 博紀	(有)せきぐち造花店マネージャー(卒業生)	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者
境野 勝久	道塾慶陽館 主宰	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者
竹内 圭介	(学)鶴嶺学園 副理事長	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者
川口 英一	(学)鶴嶺学園 神奈川社会福祉専門学校 校長	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者
林 茂	(学)鶴嶺学園 事務局長	平成30年3月1日～平成32年2月28日(2年)	学校関係者

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (3月、5月)

(開催日時(実績))

第1回 平成30年5月26日 9:30～11:00

第2回 平成31年3月14日 9:30～11:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

社会福祉養成テキストにたどり着くまでの、基本となる世界史の知識が不足する学生が増えているという指摘がある。高校生まで使用していたテキストもなくなったり、興味がないので早々に処分するものも多い。補助教材として高校などで使う地図帳などを取り入れることとした。また、委員を通じて日本ソーシャルワーク教育学校連盟よりの情報を得て、平成32年度のカリキュラムの方向性を見直し、「相談援助実習」でフィールドワークを取り入れることとした。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
 専門的な知識、技術、技能に加え『①グローバルな視点 ②ホスピタリティ精神 ③組織を動かすマネジメント能力』を座学だけでなく、実習・演習を通して身につけることによって、実践的かつ専門的なレベル・クォリティの高い人材を育成することを旨とする。

専門的かつ最新の業界動向の知識が必要な、専門教育科目の応用分野については、社会福祉業界に長年携わっている専門家の講師を招いて授業を行う。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
 実習前に校内の担当教員と企業の実習講師が打合せを行い、実習内容や学生の学修成果の評価方法・評価指標について定める。実習期間中は、学生の実習実施状況や知識、技術、技能の習得状況を定期的に把握できるよう相互に情報交換を行う。実習終了時には、実習の講師による学生の学修成果の評価を踏まえ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
相談援助実習指導Ⅰ	相談援助実習の意義について理解する。相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通じて、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。	進和学園 サンレジデンス湘南
相談援助実習Ⅰ	実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。	サンレジデンス湘南、えびな南高齢者施設、心泉学園、くるみ学園、横浜療育医療センター 他計21施設
相談援助演習Ⅱ	習得した社会福祉援助技術及び相談援助技術の理論、技術を演習し、応用能力を向上させる。	サンレジデンス湘南、大和市福祉事務所、横浜市いずみ中央地域ケアプラザ
相談援助実習Ⅱ	相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。	サンレジデンス湘南、えびな南高齢者施設、進和学園、秦野精華園、ふきのとう向生舎 他計14施設
相談援助実習Ⅲ	現場体験を通じて社会福祉主事や社会福祉士として仕事をすることで必要な知識、援助技術の内容の理解を深める	大和市福祉事務所、横浜市いずみ中央地域ケアプラザ、平塚市社会福祉協議会、厚木保健福祉事務所、伊東市福祉事務所 他計15施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
 関連業界より専門の講師を招いて、社会福祉に関する実務に即した最新の動向等の知識を担当教員に講義し、学生への指導へと活かしていく。更に、教員も関連施設、団体に派遣し研修を行うことで、実践的かつ専門的な技術・技能の向上に努めている。
 また、授業の進め方やシラバスの作成方法などに関する研修も実施し、常に授業方法の改善を工夫する姿勢を教員に徹底させる。
 これらの研修は、学期毎に「教員による自己評価」と「学生による教員評価」を実施し、学務主任より個々の教員に結果を示しつつ、改善すべき点を指摘し、必要な研修を判別して計画的に受講させることを研修規定に基づいて決定している。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「権利擁護についての研修」(連携企業等:横浜地方裁判所)
 期間:1月22日(火) 対象:教員
 内容:権利擁護と成年後見人制度の裁判所見学と同行し、裁判所職員より裁判所の機能、役割の説明を聞き、さらに裁判を傍聴することで制度についての理解を深める

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「行動科学マネジメント研修」(連携企業等:社)行動科学マネジメント研究所)
 期間:8月20日(月) 対象:教職員
 内容:昨今の学生に対するアプローチ手法の妥当性を検証。その人の「人格」に注目するのではなく「行動」を評価する手法を学ぶ

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「介護研究発表会」(連携企業等:高齢者福祉研究大会、実践教育センター主催研究大会)
期間:2019年11月予定 対象:教員
内容:各校の介護福祉、社会福祉教育研究の事例発表と質疑応答により、多くの事例を学ぶ

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「発達障がいのある学生の対応について」(連携企業等:公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会)
期間:2019年8月予定 対象:教員
内容:昨今の発達障がい、学習障がいを持つ学生に対して適切な対応や話し方をまなぶ

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

産業界等のニーズに即した人材育成教育を行うため、企業等の学校関係者より、最新の情報、現場からの有用な意見を得ることが必要である。そのために学校自己評価委員会を立ち上げた。また、その意見をもとに学校関係者評価委員会に反映させている。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目的・育人人材等
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	教育成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の募集と受け入れ
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

本科以外の持てる資格として、トータルライフをサポートするサン・ライフグループのメリットを活かし、人生の終末期からご葬儀後まで体系だてて学ぶ「ライフエンディングパートナー資格」の導入を社会科、介護福祉科の学生に行うこととした。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
菊地恵理子	社会福祉法人 恵伸会	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業等委員
境野勝久	道塾 慶陽館 主宰	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	教育関係者
武田七郎	社会福祉法人 浦和福祉会	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業等委員
柳下 伸	NPO法人トータルライフサポートクラブ	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL: <http://www.kanafuku.ac.jp>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校法人鶴嶺学園では、学校教育法、専修学校設置基準、更には各種関係法令を遵守して、健全な学校運営と教職員の資質向上に取り組んでいる。とりわけ本校は、介護福祉事業を担う人材を育成する教育機関として、社会で求められる人材を輩出する、実践的職業教育を提供している。本校は、こうした役割を担うに当たって、本校の情報を提供し、本校の教育活動への理解と協力、及び産業界との連携を促進することによって、産業界、学生、保護者、地域社会との信頼関係をより強めていきたいと考えている。

以下に示す学校情報を開示し、学校と企業等の学校関係者との相互理解を深め、学校運営に当たっての支援を得ていく。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念・目的・育成人材等
(2)各学科等の教育	学校運営
(3)教職員	教育活動
(4)キャリア教育・実践的職業教育	教育成果
(5)様々な教育活動・教育環境	学生支援
(6)学生の生活支援	教育環境
(7)学生納付金・修学支援	学生の募集と受け入れ
(8)学校の財務	財務
(9)学校評価	法令等の遵守
(10)国際連携の状況	社会貢献
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)

URL: <http://www.kanafuku.ac.jp>

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程社会福祉科) 平成31年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			現代社会と福祉	現代社会における福祉制度と福祉政策について学ぶ。福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する。	1通	60		○			○		○		
○			低所得者に対する支援と生活保護制度	現代社会における公的扶助の理念と意義について理解する。低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要について学ぶ。生活保護制度の仕組みについて学ぶ。	1後	30		○			○		○		
○			高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	高齢者の生活実態・取り巻く社会情勢、福祉・介護需要を知り、高齢者福祉制度の発展過程及び介護の概念、対象及びその理念等について理解する。また、介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方、終末期ケアのあり方などについて理解し、相談援助活動が円滑に実践できるようにする。	1後	30		○			○		○		
○			高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	高齢者の生活実態・取り巻く社会情勢、福祉・介護需要を知り、高齢者福祉制度の発展過程及び介護の概念、対象及びその理念等について理解する。また、介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方、終末期ケアのあり方などについて理解し、相談援助活動が円滑に実践できるようにする。	1後	30		○			○		○		
○			障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む）について理解する。障害者福祉制度の発展過程について理解する。障害者福祉に関する法とその内容について学ぶ。	1通	60		○			○		○		
○			児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅰ	相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度や児童・家庭福祉に係る法制度及び児童の権利について理解し、児童が置かれている生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要が理解できるようになる。	1前	30		○			○		○		

○		相談援助の理論と方法Ⅰ	相談援助における人と環境との相互作用に関する理論や相談援助の対象・実践モデルについて理解し、相談援助の過程とそれに係る知識と技術を身につけ実践に活かせるようになる。	1通	60		○		○	○								
○		相談援助演習Ⅰ	・習得した社会福祉援助技術および相談援助技術の理論、技術を演習し、応用能力を向上させる。	1通	60			○		○	○							
○		保健体育・レクリエーション（レクリエーション）	レクリエーションの知識を学習することで、利用者の生活の幅を広げ、よりQOLの向上の実現を支援していく知識と技術を習得する。	1通	30				○		○			○				
○		介護概論	尊厳の保持、自立支援という新しい介護の考え方を理解するとともに、介護を必要とする人を、生活の観点から捉えるための学習。	1前	60		○			○				○				
○		人体の構造と機能及び疾病	心身機能と身体構造及びさまざまな疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。リハビリテーションの概要について理解する。	1後	30		○			○				○				
○		心理学理論と心理的支援	・心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。心理的支援の方法と実際について理解する。	1後	30		○			○				○				
○		経済学	経済学の考え方を学び、市場機構活用のメリットとそのデメリットについて理解を深め、身近な出来事の中にある非効率の改善策について経済学的に考える姿勢を養う	1前	30		○			○				○				
○		社会論理と社会システム	社会理論による現代社会の捉え方を理解する。	1前	30		○			○				○				
○		生活支援技術	生活支援の基本的な技術・知識・態度を身につけ、支援の現場で実践できる能力を高める。	1通	60					○	○	△		○				
○		相談援助実習指導Ⅰ	相談援助実習の意義について理解する。相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通じて、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。	1通	60		△			○	○	△		○				○
○		相談援助実習Ⅰ	相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。	1後	80					○		○		○				○
○		社会福祉基礎Ⅰ	現場体験を通じて福祉専門職としての仕事をする上で必要な基礎的な知識や技術について理解し、講義、演習、学校内実習を通じて、他者との人間的な関わりを深め、人間関係形成の能力を身につけ、福祉専門職として必要となる基本的な資質・能力・技術を取得する。	1前	38				○	△	△		○	○				

○		社会福祉基礎Ⅱ	現場体験を通じて福祉専門職としての仕事をする上で必要な基礎的な知識や技術について理解し、講義、演習、学校内実習を通じて、他者との人間的な関わりを深め、人間関係形成の能力を身につけ、福祉専門職として必要となる基本的な資質・能力・技術を取得する。	1後	72			○	△	△	○	○						
○		HR	学園生活の指導	1前	16			○			○	○						
		○ 精神疾患とその治療	代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から理解する。精神科病院等における専門治療の内容及び特性について理解する。	1通	60			○			○	○						
		○ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	精神保健医療福祉の歴史と動向、精神障害者に対する支援の基本的な考え方と必要な知識、精神科のリハビリテーションや相談援助活動について理解する。	1通	60			○			○	○						
		○ 精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉法や精神障害者の福祉制度の概要と福祉サービスについて理解する。	1通	60			○			○	○						
		○ 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	相談援助実習の意義について理解する。実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術の説明。	1通	60			△			○	○	○					
		○ 精神保健福祉援助実習Ⅰ	実習を通して、精神保健福祉援助並びに精神障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する	1後	96						○	○	○					
○		社会福祉と行政論	福祉行財政の実施体制(国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む)や福祉計画について理解する。	2前	30			○			○	○						
○		社会保障論	現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む)について理解する。社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。社会保障制度の体系と概要について理解する。	2通	60			○			○	○						
○		児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅱ	相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度や児童・家庭福祉に係る法制度及び児童の権利について理解し、児童が置かれている生活実態とそれを取り巻く社会情勢、福祉需要が理解できるようになる。	2後	30			○			○	○						
○		地域福祉の理論と方法	地域福祉の基本的考え方、主体と対象、地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。地域福祉の推進方法について理解する。	2通	60			○			○	○						

○		相談援助の基盤と専門職	相談援助の概念、範囲及び理念、社会福祉士・精神保健福祉士の役割や意義を理解するまた権利擁護・専門職倫理を学び、総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解できるようになる。	2通	60		○		○	○								
○		相談援助の理論と方法Ⅱ	相談援助における事例分析の意義や方法を理解し、相談援助の実際について事例を通して理解を深め、援助者としての実践力を養う	2通	60		○		○	○								
○		相談援助演習Ⅱ	習得した社会福祉援助技術及び相談援助技術の理論、技術を演習し、応用能力を向上させる。	2後	30				○	○	○	○						
○		相談援助演習Ⅲ	習得した社会福祉援助技術及び相談援助技術の理論、技術を演習し、応用能力を向上させる。演習を通じて、具体的に人権の尊重、権利擁護、自立支援について理解し、実際に行動できるようにする。	2通	60				○	○	○							
○		福祉事務所運営論	福祉事務所の法的な性格と機能、組織と各職種の業務内容、関係機関との連携について理解する。	2前	30		○			○	○							
○		福祉サービスの組織と経営	・福祉サービスに係る組織や団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など）について理解する。福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論について理解する。	2通	60		○			○	○							
○		保健体育・レクリエーション（保健体育）	体育実践を通して体力の維持、向上を図るとともに、自らの健康管理への関心を高めること、また、団体行動（チーム）での役割、リーダーシップなどを考える機会を与え、自分自身の状態に合わせながら運動を行う。爽快感を味わうと同時に精神的な発散の場にする。高齢者や障害者のスポーツを理解し、社会福祉との関係を考える。	2通	60					○	○	○						
○		保健医療サービス	相談援助活動において必要となる医療保険制度や保健医療サービスについて理解する。保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する	2後	30		○			○	○							
○		権利擁護と成年後見制度	相談援助活動と法との関わりについて理解する。成年後見制度について理解する。	2後	30		○			○	○							
○		社会調査の基礎	社会調査の意義と目的及び方法の概要について理解する。統計法の概要、社会調査における倫理や個人情報保護について理解する。量的調査の方法及び質的調査の方法について理解する。	2後	30		○			○	○							

○		就労支援サービス	相談援助活動において必要となる各種の就労支援制度について理解する。就労支援にかかわる組織、団体及び専門職について理解する。就労支援分野との連携について理解する。	2後	15		○		○	○								
○		更生保護制度	相談援助活動において必要となる更生保護制度について理解する。更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。	2後	15		○		○	○								
○		相談援助実習指導Ⅱ	相談援助実習の意義について理解する。相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通じて、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。	2前	48		○		○	○								
○		相談援助実習Ⅱ	相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。	2前	120				○	○	○							○
○		相談援助実習Ⅲ	現場体験を通じて社会福祉主事や社会福祉士として仕事をする上で必要な知識、援助技術の内容の理解を深める。	2後	40				○	○	○							○
○		社会福祉基礎Ⅲ	現場体験を通じて福祉専門職としての仕事をする上で必要な基礎的な知識や技術について理解し、講義、演習、学校内実習を通じて、他者との人間的な関わりを深め、人間関係形成の能力を身につけ、福祉専門職として必要となる基本的な資質・能力・技術を取得する。	2前	22				○	△	△	○	○					
○		社会福祉基礎Ⅳ	現場体験を通じて福祉専門職としての仕事をする上で必要な基礎的な知識や技術について理解し、講義、演習、学校内実習を通じて、他者との人間的な関わりを深め、人間関係形成の能力を身につけ、福祉専門職として必要となる基本的な資質・能力・技術を取得する。	2後	60				○	△	△	○	○					
○		就職指導	就職対策講座	2後	30		○			○	○							
○		HR	学園生活の指導	2通	16		○			○	○							
○		卒業認定試験	学内科目卒業試験	2後	16		○		△	○	○							

		○	精神保健の課題と支援	精神の健康についての基本的考え方と精神保健学の役割について理解する。現代社会における精神保健の諸課題と、精神保健の実際及び精神保健福祉の役割について理解する。	2通	60		○			○							
		○	精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	精神保健福祉士が行う相談援助の対象と相談援助の概要について理解する。	2通	30		○			○							
		○	精神保健福祉保険の理論と相談援助の展開Ⅱ	精神医療の特性（精神医療の歴史・動向や精神科病院の特性の理解を含む）と、精神障害者に対する支援の基本的考え方について理解する。精神科リハビリテーションや相談援助技術について理解する。	2通	60		○			○							
		○	精神障害者の生活支援システム	精神障害者の生活支援の意義と特徴について理解する。精神障害者の居住支援に関する制度・施策と相談援助活動について理解する。職業リハビリテーションの概念及び精神障害者の就労支援に関する制度・施策と相談援助活動（その他の日中活動支援を含む）について理解する。	2前	30		○			○							
		○	精神保健福祉援助演習（専門）	精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し、理論化し、体系立てていくことができる能力を涵養する。	2通	60					○				○		○	
		○	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	精神保健福祉援助実習の意義について理解する。精神保健福祉援助実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。	2前	30		○						○				
		○	精神保健福祉援助実習Ⅱ	精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。	2後	96								○			○	○
合計					56科目	2610単位時間（単位）												

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
必修科目の1,908授業時間を「不可」なく修めること		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	15週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。